

青少年関係指導者（ボランティア）等について

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体、 総 人 員 等
<p>行政機関等の委 嘱する指導者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>少年指導委員</u></li> <li>・ <u>少年補導員（警 察分）</u></li> <li>・ <u>少年警察協助力</u></li> <li>・ <u>少年補導委員 （警察分を除く）</u></li> <li>・ 保護司</li> <li>・ 児童委員（民生 委員）</li> <li>・ 主任児童委員</li> <li>・ 家庭相談員</li> <li>・ 身体障害者相談 員</li> <li>・ 知的障害者相談 員</li> </ul>	<p>少年の補導及び保護活動、風俗営業等に 対する協力要請等少年の健全な育成に資す るための活動を行う。</p> <p>少年の保護及び少年相談、街頭補導、有 害環境浄化、地域社会の啓発等少年の非行 防止と健全育成のための活動を行う。</p> <p>非行集団に所属する少年について、その 集団から離脱させ、非行を防止するための 指導・相談等の活動を行う。</p> <p>街頭補導・継続補導、少年相談や補導少 年の家庭・学校・職場への連絡及び専門機 関への通告並びに環境浄化活動、広報活動 等を行う。</p> <p>非行少年や犯罪者の更生保護及び犯罪予 防活動等に当たる。</p> <p>児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉 に関し援助及び指導をするとともに、児童 福祉司又は社会福祉主事の行う職務に協力 する。</p> <p>地域において児童や妊産婦の福祉に関す る相談・援助活動を主に担当し、児童相談 所等の関係機関との連絡調整、区域を担当 する児童委員に対する援助・協力等を行う。</p> <p>家庭児童福祉に関する専門的技術を必要 とする相談指導業務を行う。</p> <p>身体に障害のある者の相談に応じ、更生 のために必要な援助を行うとともに、身体 障害者地域活動の推進、関係機関の業務に 対する協力、身体に障害のある者に関する 援助思想の普及等を行う。</p> <p>知的障害者の家庭における養育、生活等 に関する相談に応じ、必要な指導助言を行 うとともに、知的障害者の援護思想の普及 に努める。</p>	<p>都道府県公安委員会 約6,000人 (平成12年4月1日現在)</p> <p>都道府県警察 約51,000人 (平成12年4月1日現在)</p> <p>都道府県警察 約1,100人 (平成12年4月1日現在)</p> <p>少年補導センター (707か所) 約74,000人 (平成13年11月1日現在)</p> <p>保護観察所 (904保護区) 48,930人 (平成14年4月1日現在)</p> <p>市町村 206,198人 (平成13年12月現在)</p> <p>市町村 20,497人 (平成13年12月現在)</p> <p>都道府県・市 1,626人 (平成12年10月1日現在)</p> <p>都道府県・指定都市・中 核市 15,640人 (平成9年度予算)</p> <p>都道府県・指定都市・中 核市 4,772人 (平成9年度予算)</p>

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体、 総 人 員 等
・ 母子相談員	母子家庭及び寡婦を対象に家庭紛争、児童の養育、結婚、母子福祉貸付金及び寡婦福祉貸付金の貸付け等の経済上の問題、就業、生業、住宅等の生活上の問題についての相談指導を行う。	都道府県 1,192人 (平成12年3月末現在)
・ 母子保健推進員	母性及び乳幼児の保健に関する問題点の把握並びに各種の申請を行っていない者及び健康診断の未受診者の把握を行い、母子保健事業の対象者が必要な施策を受けることができるようにするための活動を行う。	市町村 39,100人 (平成12年度)
・ 社会教育指導員	社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成等に当たる。	都道府県・市町村 6,807人 (平成11年10月現在)
・ 体育指導委員	当該市町村におけるスポーツの振興事業の企画に参画し、その推進を担うとともに、住民に対し、スポーツの実技の指導を行う。	市町村 61,880人 (平成12年6月1日現在)
・ 社会教育委員	社会教育に関し教育委員会に助言するため、諸計画の立案や研究調査等を行うほか特に市町村の社会教育委員会にあっては、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他の関係者に対して助言と指導を与える。	都道府県・市町村 都道府県 818人 市町村 36,701人 (平成11年10月現在)
・ 指導農業士	自らの経営の実践を通じて、農村青少年の指導を行う。	道府県 8,998人 (平成13年3月末現在)
・ 青少年指導員・ 青少年相談員等	地域における青少年の健全育成のための助言・指導等の諸活動を行う。	都道府県・市町村
その他の民間の 指導者(ボランテ ィア)		
・ 青少年育成国民 運動推進指導員	地域(市町村)の代表として青少年育成県民会議の構成員となり、青少年育成県民運動の企画に参加し、青少年育成国民運動推進員への情報提供、指導助言を行うとともに、青少年の実態把握と市町村への情報伝達に当たり、関係団体の活動に協力する。	道県又は青少年育成道県 民会議 29道県 約4,500人 (平成12年5月1日現在)

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体、 総 人 員 等
・青少年育成国民 運動推進員	小地域（小学校区等）の代表として市町村や青少年育成市町村民会議の実施する青少年健全育成運動に参画するとともに、青少年育成国民運動推進指導員と連携を図りつつ、青少年育成県民会議の諸活動の推進に当たる。	30都府県 約90,000人 (平成12年5月1日現在)
・V.Y.S.会員	地域子ども会の指導、児童厚生施設における児童の指導等に奉仕する。	約 4,900人 (平成11年3月現在)
・地域スポーツ指 導者	地域のボランティア的なスポーツ指導員として、地域におけるスポーツ活動やクラブを対象に、スポーツ技術の専門的指導と活動組織の育成・指導に当たる。	登録者数 71,701人 (平成13年10月1日現在)
・スポーツプログ ラマー	運動・スポーツをこれから行おうとする者に対し、相談、スポーツプログラムの提供及び実技指導を行う。	4,254人 (平成13年10月1日現在)
・少年スポーツ指 導者	青少年に対する心身の発達段階に応じたスポーツ相談、適切な運動・スポーツ活動のための指導・助言及び活動組織の育成・指導に当たる。	登録者数 3,001人 (平成13年10月1日現在)
・レクリエーショ ンに関する指導 者	レクリエーション活動やその活動の組織化・運営等についても指導に当たる。	登録者数 3,183人 (平成13年10月1日現在)
・人権擁護委員	青少年を含め国民の基本的な人権が侵犯されることのないよう自由人権思想の普及高揚に努め、また、その人権が侵犯された場合には、救済のため速やかに適切な処置をとる。	全国人権擁護委員連合 会、都道府県人権擁護委 員連合会 14,178人 (平成14年4月1日現在)
・更生保護婦人会 員	女性の立場から、非行少年の更生への協力及び地域の犯罪予防活動を行う。	200,445人 (平成14年4月1日現在)
・B B S 会員	非行少年に対するとち活動及び非行防止活動等を行う。	6,100人 (平成14年4月1日現在)
・篤志面接委員	受刑者や少年院在院者のために面接による助言指導等を行う。	1,909人 (平成13年12月31日現在)
・教誨師	受刑者や少年院在院者の希望により宗教教誨を行う。	1,857人 (平成12年12月31日現在)

少年の補導に係る団体（主なもの）

名 称	事 業 概 要 等
<u>(社)全国少年補導員協会</u>	<p>少年補導員等の少年警察ボランティアの都道府県単位の団体を会員として組織されており、少年補導員等の活動の支援等を行うことにより、少年の非行防止と健全育成に寄与することを目的としている団体である。事業内容は、少年補導員等に対する研修等、少年補導員等により組織された団体間の連絡、少年の社会参加・健全育成活動の推進、少年の非行防止・健全育成に関する調査研究活動、関係機関・団体が行う少年の非行防止・健全育成のための活動への協力等である。</p>
<u>全国青少年補導センター連絡協議会</u>	<p>全国の青少年補導センター、育成センター、指導センター等青少年の補導、健全育成にかかわる機関をもって組織し、相互の連絡提携を密接にして、それぞれの適正な運営及び施策の相互研究を行い、特性を活かした補導活動、相談活動等の促進に寄与することを目的としている。事業内容は、相互間の連絡協調、調査研究と資料の交換、全国定期大会の開催、各種関係機関、団体との連絡提携などである。</p>
全国民生委員児童委員連合会	<p>各都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会をもって構成し、民生委員・児童委員制度に関する基本的事項および活動の強化推進に関する具体的方策を調査研究し、実践を促進するとともに、全国の民生委員・児童委員相互の連絡提携と意志の疎通を図り、民生委員・児童委員制度および活動体制の基盤を固め、社会福祉の増進を期することを目的としている。事業内容は、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会との連携強化、大会・研修会の開催、広報・啓発活動の充実などである。</p>
(社)日本PTA全国協議会	<p>小学校や中学校におけるPTA活動を通して、わが国の社会教育、家庭教育と学校教育との連携を深め、青少年の健全育成と福祉の増進をはかり、社会の発展に寄与することを目的とした社会教育関係団体である。事業内容は、研究・研修活動、広報・調査活動と資料・情報の提供、青少年育成事業、表彰事業、協賛・協力事業、対外要請協力活動、要望・陳情・請願等、日本PTA基金の推進である。</p>

名 称	事 業 概 要 等
<p>(社)全国保護司連盟</p> <p>日本 B B S 連盟</p>	<p>全国の保護司組織の連絡と保護司活動の充実を図り、更生保護事業の発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行っている。 保護司組織の連絡指導、 保護司活動に関する調査研究、 保護司の全国集会、 各種研究協議会および研修会等の開催、 更生保護思想の啓蒙、 保護司の顕彰および慶弔、 保護司相互の互助共済などである。</p> <p>各都道府県 B B S 連盟をもって構成し、会員の連絡調整とその充実を図り、 B B S 運動の強化発展を図ることを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行っている。 B B S 運動の推進に関する企画及び支援、 B B S 運動の推進のための研修、研究等、 青少年関係団体・機関との連絡調整、 外国の関係団体との連絡、 B B S 運動の広報、 B B S の会員及び B B S 運動団体の顕彰などである。なお、 B B S とは、 Big Brothers and Sisters Movement の略称であり、青年が「兄」や「姉」のような身近な存在として、非行少年等に接し、その健全育成を支援する諸活動を指す。</p>
<p>(注) 青少年の健全育成に関係する団体は多数ある。例えば、青少年育成国民運動等を推進する(社)青少年育成国民会議には、正会員として、青少年団体34、育成団体47、教化団体 7 等合計216団体が加盟している。</p>	

出典：「少年補導センターの在り方について」  
(少年補導センターの在り方等に関する研究会)